

— 復興に関する情報をお届けします —

海と  
生きる

# けせんぬま 復興ニュース

第108号 (平成29年1月15日発行)

気仙沼市震災復興課



【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1

TEL: 22-6600 内線 207・208

FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)

E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

※メールアドレスが変わりました

## ☑ 災害義援金の追加配分が決まりました

■問い合わせ先/  
社会福祉課  
tel: 22-6600 内線432・431・469

日本赤十字社などの義援金受付団体や、県および市に寄せられた義援金の追加配分が決定しました。義援金は2月から順次振込みを開始します。

■申請手続き／○すでに義援金を受け取っている方は、新たな申請は不要です。

○これまでの受取人(口座名義人)の死亡などで振込口座を変更する場合は、「口座変更届出書」を1月27日(金)までに提出してください。

※届出書は、市社会福祉課、各総合支所保健福祉課、各出張所備え付け

○新たに申請する場合はお問い合わせください。

■振込方法／指定の口座に振り込みます。

■振込時期／2月8日(水)から開始します。

■配分基準／

区 分		配 分 額 (円)			
		団 体	県	市	合 計
人的被害 (1人あたり)	死亡・行方不明者	5,000	5,000	2,000	12,000
	災害障害見舞金対象者	5,000	5,000	2,000	12,000
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	10,000	—	2,000	12,000
	大規模半壊	5,000	—	2,000	7,000
津波浸水区域における住家被害 (1世帯あたり)	全壊	4,000	1,000	—	5,000
	大規模半壊	2,000	1,000	—	3,000

※「津波浸水区域における住家被害」の方は、「住家被害」分も併せて支給されます。

仮設住宅にお住まいの方へ

## ☑ 給湯器の凍結・破裂にご注意ください

■問い合わせ先/  
建築住宅課  
tel: 22-6600 内線536・537

寒さが増すこの時期、ガス給湯器を凍結または破裂させてしまったというお問い合わせが急増しています。凍結予防方法については次のとおりです。凍結対策としてお役立てください。

■凍結予防方法／

○ガス給湯器と凍結防止ヒーターの電源は常時入れておいてください。なお、退去の手続きをされる方については、**退去の立会いが済むまで**ブレーカーは切らないでください。

○追い炊き機能付きの給湯器は、浴槽の残り湯が循環金具より5cm以上、上にある状態にしてください。一定の気温を下回ると、凍結防止のために自動で浴槽の循環ポンプが作動します。

○蛇口を開いて、少量の水〔1分間に約400cc(太さ約4mm)]を流したままにしてください。

❗ **水抜きをせず、凍結・破裂した場合の修理は、お住まいの方の自己負担となりますのでご注意ください。**



## ✓ 錦町西公園・錦町東公園が完成しました

■問い合わせ先／  
都市計画課  
tel：22-6600 内線388



▲錦町西公園

鹿折地区土地区画整理事業で整備していた2カ所の都市公園が、鹿折地区災害公営住宅南側に完成しました。これらの公園は、土地区画整理事業区域内に完成した最初の公園です。

公園整備にあたっては「公園づくりワークショップ」などを開催し、幅広い世代の方々から利用しやすい公園となるよう、設置する遊具や樹木の選定などにご意見をいただき進めてきたものです。ぜひ、お気軽にお出かけください。

なお、今後も鹿折地区や南気仙沼地区、魚町・南町地区の土地区画整理事業区域内に12カ所の公園を整備する予定です。

※都市公園とは…都市公園法に基づき設置される公園または緑地

■公園名称／錦町西公園（錦町一丁目）  
錦町東公園（錦町二丁目）

■公園内の施設／大型複合遊具、スプリング遊具、水洗式トイレ、休憩用あずまや など

※公園には駐車場はありません。



## ✓ 都市計画の変更案の説明会を開催します

■問い合わせ先／  
都市計画課  
tel：22-6600 内線582

市では、今年3月に予定している都市計画の変更在先立ち、市民の皆さまを対象とした説明会を次のとおり行います。

説明会では、平成28年4月に定めた鹿折地区計画の変更点などを説明します。

当日は、どなたでも参加いただけますので、ぜひご来場ください。

■日時／1月31日（火）午後6時から

■場所／市ワン・テン庁舎大ホール

■内容／鹿折地区計画の変更

※鹿折地区計画とは…鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業で整備した市街地において、良好な環境を形成し、それを維持・保全するためのルール



## ☑ 太陽光発電設備設置補助金の 交付申請を受け付けています



■問い合わせ先/  
環境課  
tel: 22-6600 内線342

市では、震災で被災され、新たに10キロワット未満の太陽光発電設備を設置する方を対象に、補助金を交付します。申請方法や対象設備など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### ■対象となる方／(1)から(4)の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所がある方（予定を含む）で、補助対象の太陽光発電設備を市内の住宅に設置する方、または設置してある住宅を購入する方
- (2) 震災により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方
- (3) 市税などの滞納がない方
- (4) 本年3月までに太陽光発電を設置した住宅に居住する方

### ■補助対象設備／

- (1) 住宅への設置に適したもの
- (2) 低圧配電と逆流有りで連携すること（電力会社と電力受給契約すること）
- (3) 設置工事に着手していないもの（建売の場合は、引渡しを受けていないもの）
- (4) 契約電池の最大出力が1キロワット以上であること
- (5) 経済産業省から10キロワット未満の設備認定を受けているもの
- (6) 未使用品であること（中古品は対象外）

### ■補助金額／1キロワットあたり 25,000円（限度額10万円）

### ■補助金交付予定数／140件程度（総件数270件のうち、平成28年12月末現在申込件数130件）

### ■申請方法／工事着工前に、補助金交付申請書に必要書類を添えて、環境課へ提出してください。手続きは、施工業者が代行できますのでご相談ください。

## ☑ 災害援護資金をお貸しします

■問い合わせ先/  
社会福祉課  
tel: 22-6600 内線431・432

震災により、住居・家財に大きな被害を受けた世帯や、世帯主が全治1か月以上の負傷をされた場合、生活の立て直しのための貸付を受けられます。今後の住宅の再建や家財の購入に、ご活用ください（所得制限があります）。

### ■対象となる方／震災当日において市に居住し、被害を受けた世帯の世帯主

※世帯主が亡くなった場合などは、現在の世帯主（震災当日同一世帯だった方）。活用できるのは、震災当日の世帯で一度だけです。すでにご活用された世帯は対象となりません。

### ■貸付金額／150万円から350万円まで（被害の程度や被災した住居が自己所有でない場合などにより上限額が異なります）

### ■貸付利率／【連帯保証人あり】無利子 【連帯保証人なし】年1.5%

### ■据置期間／6年（自己所有の住居が全壊の場合は8年）

### ■償還期間／13年（据置期間含む）

### ■償還方法／年賦または半年賦（元利均等償還）

### ■申請方法／市社会福祉課、唐桑総合支所保健福祉課、本吉総合支所保健福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、次の必要書類を添付して申請してください。

### ■必要書類／り災証明書、医師の診断書（負傷の場合）など

### ■申請期限／平成30年3月31日まで



## ✓ 震災による拾得物を出張展示します

■問い合わせ先／  
(一社) 気仙沼復興協会  
tel: 27-3882

気仙沼復興協会では、震災時に市内で拾得された写真・ご位牌・賞状・トロフィーなどを、洗浄・展示・保管し、持ち主への引き渡しを行っています。1点でも多く思い出の品をお返しするため、気仙沼復興協会内での常設展示のほか、下記のとおり出張展示を行います。

《出張展示》※拾得物リストはパソコンでの閲覧が可能です。

■日時／1月15日(日)、1月22日(日)、1月29日(日) 各日午前10時から午後4時まで

■場所／イオン気仙沼店

《常設展示》

■時間／午前9時から午後4時30分まで(水曜日定休)

■場所／気仙沼復興協会(長磯船原5-2)

## ✓ 法テラス南三陸「休日無料相談」をご利用ください

■問い合わせ先／  
法テラス南三陸  
tel: 050-3383-0210

「法テラス」は、国が設立した公的な法人で、法的トラブル(相続・金銭・労働・住まい・近隣や家族・男女間の問題など)の解決に役立つ情報やサービスを提供する法律の総合案内所です。このたび、下記のとおり弁護士による休日無料相談会を開催しますので、お気軽にご相談ください。

■日時／1月22日(日) 午前10時から午後4時まで

■場所／気仙沼市社会福祉協議会駐車場(東新城二丁目1-2)

※移動相談車内での相談となります。

■申込方法／当日の受付も可能ですが、予約の方が優先となりますので、事前予約をおすすめします。まず、上記問い合わせ先にご連絡ください。



平日の相談も受け付けています。被災の有無に関わらずご相談いただけますので、ご利用ください。また、交通手段がない場合は、移動相談車「法テラス号」で伺いますのでお問い合わせください(秘密は厳守します)。

■場所／法テラス南三陸(南三陸町志津川字沼田56志津川ベイサイドアリーナ横)

■受付日・時間／月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで

■申込方法／事前予約が必要ですので、はじめにご連絡ください。相談日時など詳しくは、その際にお問い合わせください。

《弁護士による無料法律相談》

■相談曜日／毎週火・木・金曜日

■相談内容／二重ローン問題、住まいに関する問題、隣地との問題、相続問題、労働問題、家族・男女の問題、借金問題など

《各専門家による無料相談》

■各曜日の担当専門家／

毎週月曜日…司法書士、税理士、建築士(隔週)

毎週火曜日…社会福祉士

毎週水曜日…土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士(第2週)

第2・4木曜日…女性相談員(女性のための悩み相談)

